

福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会

資料目次

- 資料No.1 令和2年度 福岡地方最低賃金審議会
福岡県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿…………… 1
- 資料No.2 都道府県別特定最低賃金額 (百貨店, 総合スーパー関係) …… 3
- 資料No.3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… 5
- 資料No.4 令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… 13
・(百貨店, 総合スーパー)
- 資料No.5 令和2年 福岡県賃金実態調査結果…………… 15
(各種商品小売業・百貨店, 総合スーパー)

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ ありた けんじ 有田 謙司	西南学院大学法学部 教授
	○ まつもと いくこ 松本 郁子	弁護士
	のだ きよこ 野田 小夜子	社会保険労務士
労働者代表委員	ほんだ えいじ 本田 英治	三越伊勢丹グループ労働組合 岩田屋三越支部 執行委員長
	いふく まさる 井福 優	イオン九州労働組合 中央執行副委員長
	すえ あきらし 末 晶利	UAゼンセン 福岡県支部 主任
使用者代表委員	ありま のりあき 有馬 紀顕	福岡県経営者協会 専務理事
	まんだ たかし 万田 高史	株式会社博多大丸 取締役業務統括部長兼業務推進部長
	くどう ようこ 工藤 洋子	イオン九州株式会社 採用部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。

各都道府県別特定最低賃金額

(令和元年度最賃額順)

(◎は最大値、●は最小値(0を除く))

加重平均額 857円

番号	都道府県名	最低賃金の名称	30年度最賃額	31年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R1	県最賃額未満	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	福岡(C)	百貨店, 総合スーパー	867	889	22	2.54%	27	841		48	105.7%	15,390
2	石川(C)	百貨店, 総合スーパー	840	860	● 20	● 2.38%	26	832		28	103.4%	4,460
3	富山(B)	百貨店, 総合スーパー	840	860	● 20	● 2.38%	27	848		12	101.4%	1,740
4	山口(C)	百貨店, 総合スーパー	822	852	◎ 30	◎ 3.65%	27	829		23	102.8%	3,080
5	和歌山(C)	百貨店, 総合スーパー	830	850	● 20	2.41%	27	830		20	102.4%	2,390
6	福井(C)	百貨店, 総合スーパー	810	810			26	829	○			
7	岩手(D)	百貨店, 総合スーパー	800	800	0	0.00%	28	790		10	101.3%	2,370
8	熊本(D)	百貨店, 総合スーパー	765	792	27	3.53%	28	790		2	100.3%	5,090
9	島根(D)	百貨店, 総合スーパー	750	750			26	790	○			
10	鹿児島(D)	百貨店, 総合スーパー	693	693			29	790	○			

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 業種別

百貨店・総合スーパー

2 団体（会社の名称）

所在地

電話

3 意見発表者の職・氏名

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

1. 改正決定の必要性について

- ・特定最低賃金を改正し、水準を引き上げることが必要不可欠です。水準を引き上げなければ、百貨店・総合スーパーはコロナを乗り越えることはできません。

2. 最低賃金法が目指す 普遍的な3つの視点に基づく引上げの必要性

- ・最低賃金法第一章第一条に定める「目的」の考え方に沿って、「なぜコロナ禍において改正が必要か」について百貨店・総合スーパーに従事する労働者の立場から説明します。
- ・その前提として、毎年、申し上げていることですが、最低賃金の改定は、個別労使間の賃上げ交渉ではなく、産業全体のセーフティネットを労使で構築する場であり、未来の流通小売り産業と福岡県民の生活に影響する責任重大な協議であるという認識を持って、ここに引上げの必要性を求めます。

① 最低賃金法の目指す目的「労働者の生活の安定」

コロナ禍でも最前線で働く私たちのセーフティネットは下げないで！

- ・福岡・北九州の消費者物価について、巣ごもり消費やリモートで需要が高まった家具・家事用品と通信費を除いては、ガソリンの値下げが大きく、全体では物価が上がっていませんが、昨年10月の消費税増税の影響等によって令和元年（2019年）は前年比0.5%の上昇となりました。**少なくとも消費税分の引上げが必要**と言えます。

福岡・北九州の消費者物価指数（総務省統計局発表）

令和 2年	4月	103.0	全国	101.9
	5月	103.0	全国	101.8
	6月	103.0	全国	101.7

- ・私たちの特定最低賃金は県内の他業種と比較しても低い水準にあり、「労働者の生活の安定」を目指す上では、より一層の労使の取り組みが必要であると考えます。
- ・私たち百貨店・総合スーパーに従事する者のほとんどは、テレワークやリモート勤務をすることができず、巣ごもる暇などなく、毎日、何百人・何千人というお客様と対面して働いています。時には子どもの預け先に苦慮しながら、時には感染が怖いと思いつつも、「地域のお客さまの生活を止めないように営業し続けるのが私たちの産業の使命」と自分に言い聞かせながら勤務してきました。
- ・緊急事態宣言中も働いてきましたので、靴も化粧品も減り、昼食をどこかで調達し、接触が怖いけれど美容室にもいかなくてもはなりません。4～6月の消費者物価では、衣料品などは需要減によって一時的に値下げが起っていますが、**外に出ても働いてきた私たちは、ただ単に消費税をスライドシートのみの支出が増えたばかりです。**
- ・もしも、ここで最低賃金の引上げをしない場合、もしくは地賃や他産業よりも引き上げ額が低い場合には、相対的に最低賃金を引き下げることとなります。
- ・コロナでも豪雨でも地域の生活を支えるために従業員ががんばっている中、「業績悪化回避を、従業員のセーフティネットに押し付けた」**「企業の都合で最低限の生活水準を下げた」という最悪のシナリオをならねよう**、しっかりと水準を改定していきたいと思います。
- ・不安のまっ只中でも従業員をがんばらせる今年度こそ、最低賃金法の目的にある「労働者の生活の安定」を労使で真剣に考え、簡単に投げ出さない誠実な協議をしたいと願います。

②「労働力の質的向上」

コロナ禍でも リアルストアにお客さまが求めるものは「ひと」の質！

- ・百貨店・総合スーパーという産業は、小売業の中でも、お客さまの生活全般のご要望に対して、高いレベルでお応えすることが求められる職業です。その私たちの賃金水準は、流通小売業全体の指標として大きな影響力を持つため、福岡経済の質、そして働く者の生活を左右する大切な水準であります。
- ・コロナの影響によって従業員は、アパレル部門から食品に配置転換になったり、宅配や訪問活動を担当したり、店頭での消毒や感染防止対策をするなど、現場で知恵と力を出し合っ、誰もやったことのない難局を乗り越えてここまで来ました。現場の従業員の仕事の幅が広がり、創意工夫、変化への対応力、ITの活用、チーム力、コロナによって「ひと」の総合力は格段に高まったものと思います。これは企業にとって大きなメリットだと思います。
- ・そして何より、販売を通じて長年をかけてお客さまとの関係性をつないできたことによって、今では徐々に売上が回復し、再びご愛顧いただけていることは本当にありがたいことだと感じました。これは現場の「ひと」の温かみや活気、笑顔によるものだと思います。私たちの仕事は、福岡県民の暮らしにとってかけがえのない産業だと再確認することができました。
- ・これからは、コロナを機に購買行動や意識が劇的に変わってしまったお客さまに対して、どのようなお店であるべきか、私たちにどのようなことが出来るのか、企業を存続し続けるための難題が突き付けられています。
- ・その答えはやはり「ひと」にあると思います。
- ・「詳しいひとに相談して買いたい」「とっておきを選んでほしい」「すぐ聞ける便利なお店がいい」「お買い物を楽しみたい」・・・リアルストアが存続するためには、「ひと」のまごころと創意工夫が唯一最大の武器であり、これまで以上に労働力の質的向上が求められると思います。
- ・しかし残念なことに、流通小売りで働くパートタイマーは、全国的にもまだ他産業に比べて賃金が低く、副業をしているケースが多い傾向にあることが分かりました。育児や介護など家庭と仕事の両立によってせつかくパートタイマーを選んだのに、収入が低いことから副業をせざるを得ないのだとしたら、家庭との両立はおろか、それはまだまだ安心できる生活水準ではないということなのです。

副業をしている者の本業の業種別の上位の推移（総務省 就業構造基本調査より）

2002年	1位 卸売小売：151,500人	2位 その他サービス：131,700人	3位 製造：85,900人
2012年	1位 卸売小売：162,500人	2位 医療福祉：148,800人	3位 その他サービス：148,700人
2017年	2位 医療福祉：211,200人	2位 卸売小売：199,200人	3位 その他サービス：187,200人

- ・セーフティネットである最低賃金をしっかりと整備しておくことは、離職率を抑え、生活を下支えするだけでなく、「仕事は大変だけど、安心して働けるから明日もがんばろう!」と、**百貨店においても労働者の賃金を高めることが必要です。**企業にとっては結果的に採用・教育コストを抑えるメリットがあるものと考えます。労働者の離職は顧客の離反リスクにつながるケースもあります。

③「事業の公正な競争の確保」

私たちの産業は斜陽産業ではない!むしろエッセンシャルワーカーとしての引き上げを!

- ・福岡県内の**百貨店の売上**は、かつて経験をしたことのないほどの厳しさにあります。緊急事態宣言中は休業するなど、一時は企業の存続が危ぶまれるほどで、7月以降は少しずつ回復傾向になりつつありますが、それでもまだ予断は許されない状況にあります。
- ・一方で、**総合スーパー**については、食料品や衛生品はもちろん、巣ごもり消費によってリビングや家電なども好調で、おおむね6月以降は売上が前年もしくは前年以上に持ち直しており、中には3月以降110%を超えて推移している絶好調の企業もあります。
- ・では、総合スーパーは生活密着でどんな状況でも必要とされ、**百貨店は必要とされないのか?**と言うと、そうではありません。
- ・スーパーマーケットが少ない中心市街地での食材や化粧品などを販売し、コロナに負けない二人の結婚指輪、延期となった入園式用のスーツ、会えない遠くの親戚知人にお中元・・・というように「こんな時でも百貨店は必要とされていた」と誇りを取り戻す場面がありました。
- ・コロナ禍で見えてきたことは、百貨店・総合スーパーともに**福岡のお客さまの日常を人生に欠かせなくしている産業**であり、コロナに負けずに働く私たちがまた**エッセンシャルワーカーとして必要とされている**ということです。
- ・最低賃金を相場より引き上げない=実質賃金を下げてまで、企業間の競争の優位性を見出すのではなく、むしろ最低賃金を引き上げ、**百貨店を他産業として他産業と価値を同じく競争を強めるべきではないか?**と思います。
- ・このような中、福岡地区の商品販売に関するパートタイマーの需要と供給のバランスについては、引き続き他産業に比べて求人が求職を大きく上回るほど、人手不足が続いています。

職業別有効求人・求職状況 (パート商品販売・福岡地区公共職業安定所発表)

令和2年 5月 求人数 **1,777人** : 求職数 **5,774人**
 令和2年 5月 求人希望金額 **92億円**

- ・このように、企業間の競争の公平性の確保の観点から、他産業に比べてこれ以上「安く雇える産業」に陥らないためにも、特定最低賃金は「ひと」に関する重要な水準であると考えます。

3. 今後の協議に向けて

- ・冒頭と繰り返になりますが、人件費はコストの調整弁ではありません。最低賃金は賃上げ交渉ではなく、産業の価値と最低限の生活を下支えするセーフティネットの構築です。このメンバーにしか出来ない責任ある取り組みです。
- ・コロナ禍によって「すべてのコストは凍結だ!」と、「ひと」の重要性を見落とすことがあってはならないと思っています。むしろこのような状況下で、さらに笑顔で働かせるのであれば、他産業よりも上げるべきだとさえ思っています。
- ・百貨店は極めて厳しい業績ではありますが、パートタイマーの比率が低い企業が多く、最低賃金の引き上げが企業の存続に関わっているのではなく、そもそものビジネスモデルや収益構造に課題があるのではないかと捉えています。それもまた労使でしっかりと議論する必要があります。
- ・私たちの産業を支えている「ひと」の重要性を改めて確認し、その「ひと」が最低限、健康で文化的に生活できる水準について、産業を代表する見地から俯瞰した上で、「あるべき水準」について改めて考える時期です。
- ・今年度は、生活水準の「あるべき姿」に向かって歩みを止めないという強い覚悟をもって臨みたいと思います。セーフティネットの引上げは一番コロナに負けてはいけない取り組みです。大変な思いをして毎日働く従業員を安心させ、笑顔で店頭に立たせるために、副業をしなくて済むように、家族を養えるように、未来のために、引き上げの議論を一步でも進めたいと思います。
- ・詳細については今後の協議にて議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 業種別

百貨店・総合スーパー

2 団体（会社の名称）

所在地

電話

3 意見発表者の職・氏名

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

（所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も含める）

【業界を取り巻く状況】

百貨店・総合スーパーと括られているがコロナ禍においては明暗が顕著に現れている。両業界ともに2019年10月の消費増税前後の商況は、前回の増税時と比較して「増税前の駆け込み消費」の山は低く、「増税後の消費冷え込み」の谷は、暖冬による冬物衣料の不振も合わせて深く長引いていた。2月末からの「新型コロナウイルス感染症」の蔓延により生活必需品を中心に扱う総合スーパーは「巣ごもり需要」もあり堅調な動きを見せている。（3月▲0.1%・4月▲4.5%・5月3.0%/対前年）これに対し百貨店は消費マインドの落ち込みと不要不急の外出自粛により業績を更に悪化させることとなり、4月の政府の緊急事態宣言発動により長期にわたる臨時休業を余儀なくされた店舗も散見され、赤字決算に陥る企業も多数発生するような状況にある。

（3月▲32.8%・4月▲82.1%・5月▲64.8%/対前年）*九州経済産業局福岡県データ
また、ここ数年にわたり小売業、特に百貨店の成長エンジンであったインバウンド売上は対前年▲95.6%（3月～5月・百協データ・市内4店舗）という壊滅的事態にある。

【今後の予測】

7月から続く「感染拡大第二波」の勢いは第一波を超えるほどの大きな波となって来ており、大手アパレルなど取引先の廃業・倒産や事業規模の縮小に歯止めが利かない状況にあり、小売業界全体の先行きの不透明感は否めず、この逼迫した外部環境は暗く大きな影を落としている。また、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、インバウンド売上の回復にも期待はできず、当期の赤字に留まるだけでなく、2期連続の赤字決算を余儀なくされる企業も多数出てくると推察できる。

【特定最低賃金改定への意見】

特定最低賃金改定への必要性は充分理解しつつも、上記のような状況下において、百貨店・総合スーパー業界の特定最低賃金の改定は考えづらく、今は「企業の存続」と「雇用の維持」を第一と捉え、「ウィズコロナ」の時代の「新しい生活様式」に対応した「働き方改革」をスピードアップして進めていき、「筋肉質な企業体質への変換」を目指す時期にあると思われる。

令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】百貨店、総合スーパー

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和2年度	令和元年度	平成30年度
株式会社岩田屋三越	三越伊勢丹グループ労働組合 (岩田屋三越支部)	令和2年4月1日	997名	¥1,039	¥973	¥904
株式会社博多大丸	博多大丸労働組合	令和2年5月25日	308名	¥1,071	¥926	¥877
株式会社阪急阪神百貨店 (博多阪急)	阪急阪神百貨店労働組合 (博多阪急支部)	令和1年10月1日	326名	¥1,305	¥1,293	¥1,037
合同会社西友 (THE MALL 春日店)	西友労働組合 (春日分会)	令和2年5月20日	155名	¥978	¥978	¥978
株式会社イズミ (18事業所)	全イズミ労働組合	令和2年3月15日	1,179名	¥930	¥900	¥880
イオン九州株式会社 (37事業所)	イオン九州労働組合	令和2年3月12日	2,422名	¥969	¥960	¥935
株式会社ミスターマックス・ホ ルディングス(26事業所)	ミスターマックス労働組合	令和2年4月8日	238名	¥1,021	¥1,018	¥988
合計			5,625名	最低:¥930	最低:897 ※参考を参照	最低:875 ※参考を参照

※参考:【令和元年度以前における協定最低賃金の内訳】

株式会社コレット井筒屋	コレット井筒屋労働組合	—	—名	—	—	¥875
株式会社サンリブ (57事業所)	サンリブユニオン	—	—名	—	¥897	¥988
			—名	—	最低:¥897	最低:¥875

令和2年
福岡県賃金実態調査結果
(百貨店, 総合スーパー)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目次

1 調査の概要	1
2 日本標準産業分類（百貨店，総合スーパー関係）	2
3 賃金統計用語の解説について	3
4 令和2年調査結果	
(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
(2) 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6 最低賃金に関する基礎調査票	8

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、
I 561 (百貨店, 総合スーパー)
から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和2年6月分の賃金及び労働時間等について、調査対象事業所に所属する労働者(100人未満規模の事業所は全労働者の1/2、100人以上300人未満規模の事業所は全労働者の1/5、300人以上規模の事業所は全労働者の1/6)について実施した。

なお、「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者のことをいう。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により25事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・年齢別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 事業所数及び労働者数

事業所数	労働者数		
	全労働者	一般	パート(全労働者に対する割合)
92	10,748	3,798	6,951 (64.7%)

※ 表中の事業所数は「平成28年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(百貨店、総合スーパー関係)

中分類56—各種商品小売業

総説

この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。

この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。

561 百貨店、総合スーパー

5611 百貨店、総合スーパー

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時 50 人以上のものをいう。

ただし、従業者が常時 50 人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

- 百貨店・デパートメントストア(従業者が常時 50 人以上のもの); 総合スーパー(従業者が常時 50 人以上のもの)

569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)

5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)

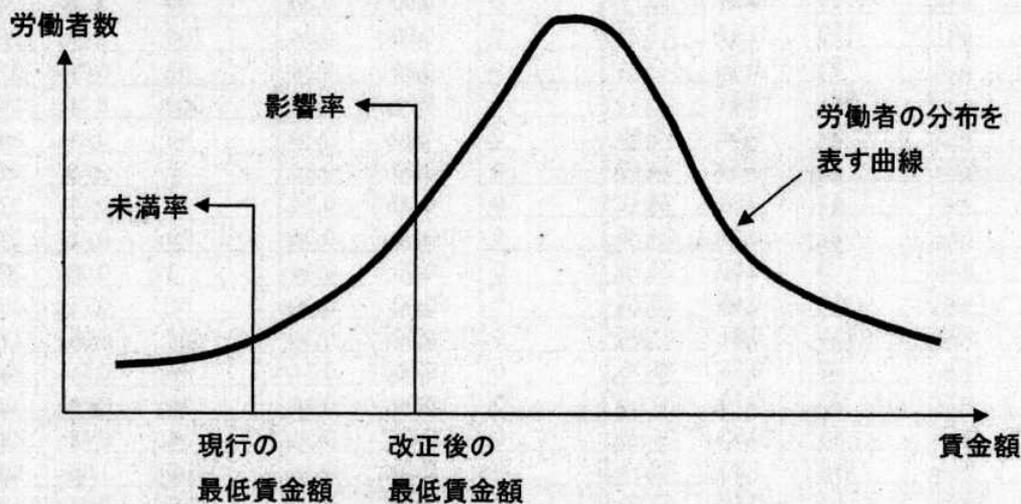
衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時 50 人未満のものをいう。

ただし、従業者が常時 50 人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

- 百貨店・デパートメントストア(従業者が常時 50 人未満のもの); ミニスーパー(衣、食、住にわたって小売するもの); よろず屋(衣、食、住にわたって小売するもの)

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

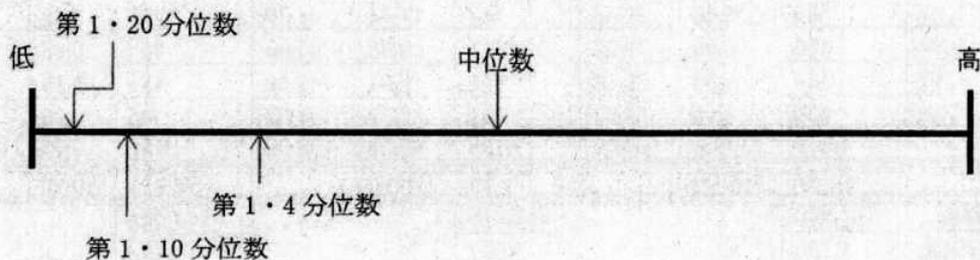
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和2年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	13	0.12	0.12	13	0.34	0.34	0	0.00	0.00
841 ～ 888	226	2.10	2.22	0	0.00	0.34	226	3.25	3.25
889 ～ 890	867	8.09	10.31	0	0.00	0.34	1,401	20.16	23.41
890 ～ 890	55	0.51	15.77	0	0.00	0.34	55	0.79	24.20
891 ～ 891	156	1.45	17.22	0	0.00	0.34	156	2.24	26.44
892 ～ 892	52	0.48	17.71	0	0.00	0.34	52	0.75	27.19
893 ～ 893	581	5.41	23.11	0	0.00	0.34	580	8.34	35.53
894 ～ 894	59	0.55	23.66	0	0.00	0.34	60	0.86	36.40
895 ～ 895	47	0.44	24.10	0	0.00	0.34	47	0.68	37.07
896 ～ 896	41	0.38	24.48	0	0.00	0.34	41	0.59	37.66
897 ～ 897	29	0.27	24.75	0	0.00	0.34	29	0.42	38.08
898 ～ 898	0	0.00	24.75	0	0.00	0.34	0	0.00	38.08
899 ～ 899	52	0.48	25.23	0	0.00	0.34	52	0.75	38.83
900 ～ 900	624	5.81	31.04	0	0.00	0.34	624	8.98	47.81
901 ～ 901	39	0.36	31.40	0	0.00	0.34	39	0.56	48.37
902 ～ 902	20	0.19	31.59	0	0.00	0.34	20	0.29	48.65
903 ～ 903	34	0.32	31.90	0	0.00	0.34	34	0.49	49.14
904 ～ 904	108	1.00	32.91	0	0.00	0.34	108	1.55	50.70
905 ～ 905	19	0.18	33.09	0	0.00	0.34	19	0.27	50.97
906 ～ 906	47	0.44	33.52	0	0.00	0.34	47	0.68	51.65
907 ～ 907	0	0.00	33.52	0	0.00	0.34	0	0.00	51.65
908 ～ 908	14	0.13	33.65	0	0.00	0.34	14	0.20	51.85
909 ～ 909	74	0.69	34.34	0	0.00	0.34	74	1.06	52.91
910 ～ 910	0	0.00	34.34	0	0.00	0.34	0	0.00	52.91
911 ～ 911	39	0.36	34.70	0	0.00	0.34	39	0.56	53.47
912 ～ 912	34	0.32	35.02	0	0.00	0.34	34	0.49	53.96
913 ～ 913	0	0.00	35.02	0	0.00	0.34	0	0.00	53.96
914 ～ 914	122	1.14	36.16	0	0.00	0.34	121	1.74	55.70
915 ～ 915	0	0.00	36.16	0	0.00	0.34	0	0.00	55.70
916 ～ 916	13	0.12	36.28	0	0.00	0.34	14	0.20	55.91
917 ～ 917	32	0.30	36.57	0	0.00	0.34	32	0.46	56.37
918 ～ 918	0	0.00	36.57	0	0.00	0.34	0	0.00	56.37
919 ～ 919	18	0.17	36.74	0	0.00	0.34	18	0.26	56.62
920 ～ 920	73	0.68	37.42	0	0.00	0.34	73	1.05	57.68
921 ～ 921	18	0.17	37.59	0	0.00	0.34	18	0.26	57.93
922 ～ 999	2,079	19.34	56.93	195	5.13	5.48	1,884	27.10	85.04
1,000 ～ 1,099	1,076	10.01	66.94	288	7.58	13.06	788	11.34	96.37
1,100 ～ 1,199	590	5.49	72.43	442	11.64	24.70	148	2.13	98.50
1,200 ～ 1,299	386	3.59	76.02	341	8.98	33.68	45	0.65	99.15
1,300 ～ 1,399	469	4.36	80.39	456	12.01	45.68	13	0.19	99.34
1,400 ～ 1,499	235	2.19	82.57	235	6.19	51.87	0	0.00	99.34
1,500 ～	1,873	17.43	100.00	1,828	48.13	100.00	46	0.66	100.00
計	10,748	100.00		3,798	100.00		6,951	100.00	
月平均賃金額	161,920			262,279			107,088		
時間当たり平均額	1,190			1,647			940		
第1・20分位数	889			985			889		
第1・10分位数	889			1,074			889		
第1・4分位数	899			1,200			891		
中位数	965			1,484			904		

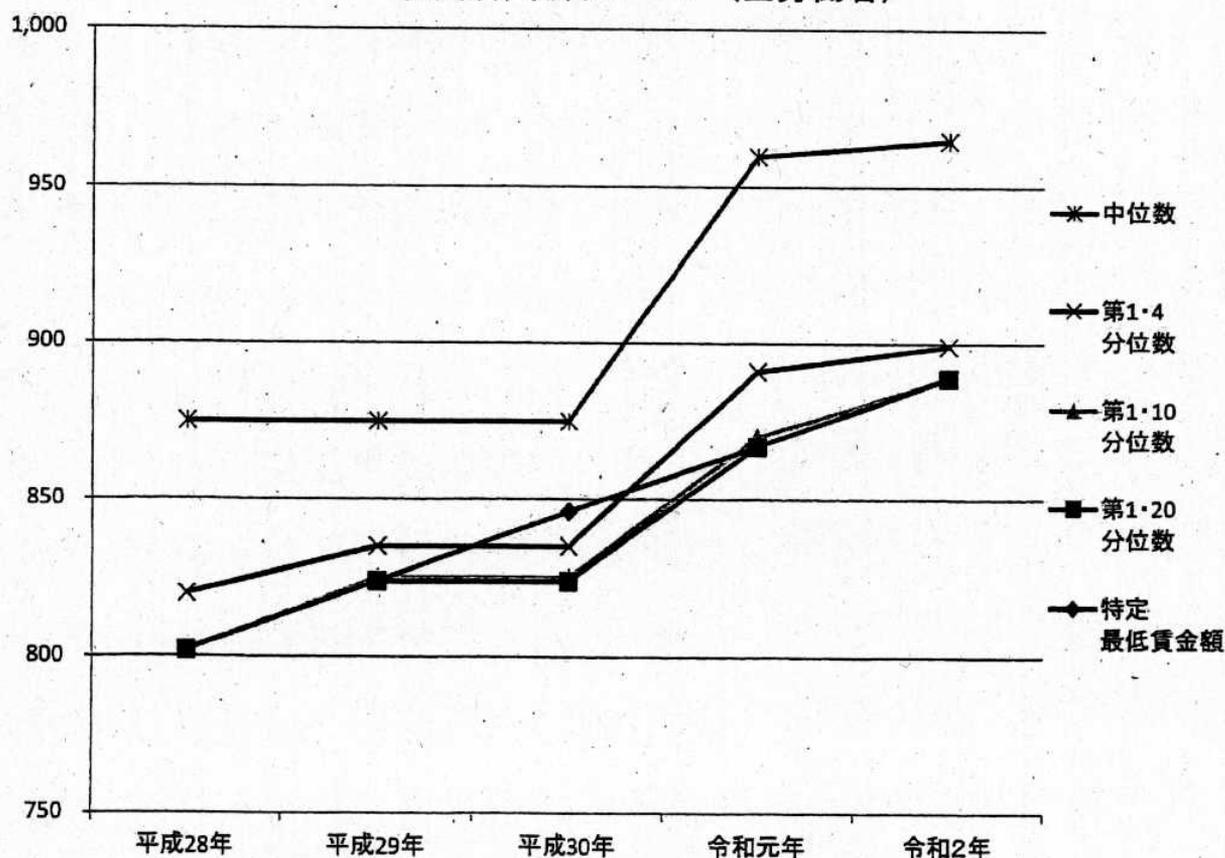
令和2年 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳	
	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)	労働者数	分布 (%)
～ 840	0	0.00	13	0.19	0	0.00	0	0.00
841 ～ 888	28	8.36	160	2.31	39	2.09	0	0.00
889 ～ 867	130	38.81	746	10.78	7	0.38	517	31.76
890 ～ 890	0	0.00	41	0.59	14	0.75	0	0.00
891 ～ 891	0	0.00	135	1.95	21	1.13	0	0.00
892 ～ 892	0	0.00	52	0.75	0	0.00	0	0.00
893 ～ 893	0	0.00	468	6.76	112	6.01	0	0.00
894 ～ 894	0	0.00	34	0.49	26	1.39	0	0.00
895 ～ 895	0	0.00	26	0.38	21	1.13	0	0.00
896 ～ 896	0	0.00	28	0.40	0	0.00	13	0.80
897 ～ 897	0	0.00	29	0.42	0	0.00	0	0.00
898 ～ 898	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
899 ～ 899	0	0.00	51	0.74	0	0.00	0	0.00
900 ～ 900	177	52.84	365	5.27	57	3.06	26	1.60
901 ～ 901	0	0.00	39	0.56	0	0.00	0	0.00
902 ～ 902	0	0.00	13	0.19	7	0.38	0	0.00
903 ～ 903	0	0.00	28	0.40	6	0.32	0	0.00
904 ～ 904	0	0.00	57	0.82	26	1.39	25	1.54
905 ～ 905	0	0.00	6	0.09	13	0.70	0	0.00
906 ～ 906	0	0.00	19	0.27	28	1.50	0	0.00
907 ～ 907	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
908 ～ 908	0	0.00	0	0.00	13	0.70	0	0.00
909 ～ 909	0	0.00	31	0.45	18	0.97	26	1.60
910 ～ 910	0	0.00	0	0.00	0	0.00	26	1.60
911 ～ 911	0	0.00	0	0.00	13	0.70	0	0.00
912 ～ 912	0	0.00	21	0.30	13	0.70	0	0.00
913 ～ 913	0	0.00	0	0.00	0	0.00	60	3.69
914 ～ 914	0	0.00	18	0.26	43	2.31	0	0.00
915 ～ 915	0	0.00	0	0.00	0	0.00	13	0.80
916 ～ 916	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
917 ～ 917	0	0.00	6	0.09	26	1.39	0	0.00
918 ～ 918	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
919 ～ 919	0	0.00	0	0.00	18	0.97	28	1.72
920 ～ 920	0	0.00	15	0.22	31	1.66	0	0.00
921 ～ 921	0	0.00	18	0.26	0	0.00	13	0.80
922 ～ 999	0	0.00	1,146	16.56	484	25.95	436	26.78
1,000 ～ 1,099	0	0.00	620	8.96	301	16.14	156	9.58
1,100 ～ 1,199	0	0.00	435	6.29	62	3.32	93	5.71
1,200 ～ 1,299	0	0.00	297	4.29	63	3.38	26	1.60
1,300 ～ 1,399	0	0.00	455	6.57	0	0.00	13	0.80
1,400 ～ 1,499	0	0.00	221	3.19	14	0.75	0	0.00
1,500 ～	0	0.00	1,328	19.19	389	20.86	157	9.64
計	335	100.00	6,921	100.00	1,865	100.00	1,628	100.00
月平均賃金額	59,253		170,491		168,680		138,852	
時間当たり平均額	893		1,224		1,207		1,085	
第1・20分位数	870		889		893		889	
第1・10分位数	889		889		893		889	
第1・4分位数	889		897		914		889	
中位数	900		985		975		930	

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特定最低賃金額	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率	影響率
平成28年	802	802	802	820	875	4.2%	25.42%
平成29年	824	824	825	835	875	6.9%	32.83%
平成30年	846	824	825	835	875	0.0%	32.60%
令和元年	867	867	870	891	960	0.7%	22.84%
令和2年	889	889	889	899	965	2.2%	—
前年比増減	22	22	19	8	5		

百貨店, 総合スーパー(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			889円	
未満率	2.20%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	890	15.3	1,640
2	2	0.22	891	15.8	1,695
3	3	0.34	892	17.2	1,851
4	4	0.45	893	17.7	1,903
5	5	0.56	894	23.1	2,484
6	6	0.67	895	23.7	2,543
7	7	0.79	896	24.1	2,590
8	8	0.90	897	24.5	2,631
9	9	1.01	898	24.7	2,660
10	10	1.12	899	24.7	2,660
11	11	1.24	900	25.2	2,712
12	12	1.35	901	31.0	3,336
13	13	1.46	902	31.4	3,375
14	14	1.57	903	31.6	3,395
15	15	1.69	904	31.9	3,429
16	16	1.80	905	32.9	3,537
17	17	1.91	906	33.1	3,556
18	18	2.02	907	33.5	3,603
19	19	2.14	908	33.5	3,603
20	20	2.25	909	33.6	3,617
21	21	2.36	910	34.3	3,691
22	22	2.47	911	34.3	3,691
23	23	2.59	912	34.7	3,730
24	24	2.70	913	35.0	3,764
25	25	2.81	914	35.0	3,764
26	26	2.92	915	36.2	3,886
27	27	3.04	916	36.2	3,886
28	28	3.15	917	36.3	3,899
29	29	3.26	918	36.6	3,931
30	30	3.37	919	36.6	3,931